藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例(昭和31年藤枝市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第15項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例 の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度 分までの都市計画税については、なお従前の例による。